本号で公布された法令のあらまし

◇**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律**（法律第一五号）（厚生労働省）

一　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正関係

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成二五年五月一六日まで）を五年延長し、平成三〇年五月一六日までとすることとした。（第一条関係）

二　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正関係

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成二五年六月三〇日まで）を五年延長し、平成三〇年六月三〇日までとすることとした。（第二条関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三七号）（防衛省）

1　地方協力局労務管理課の所掌事務の特例（駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務）の期限（平成二五年五月一六日まで）を五年延長し、平成三〇年五月一六日までとするとともに、関係規定を整理することとした。（本則関係）

2　この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一五号）の施行の日から施行することとした。

法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十五号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年五月十六日」を「平成三十年五月十六日」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法等の一部改正）

2　次に掲げる法律の規定中「平成二十五年五月十六日」を「平成三十年五月十六日」に改める。

一　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第二項の表及び第四項

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）附則第六項

三　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）附則第二項

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十七号

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十五年五月十六日」を「平成三十年五月十六日」に改める。

一　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）附則第十二項

二　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第四号

附　則

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○防衛省令第八号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

防衛大臣　小野寺五典

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第五条中「平成二十五年五月十六日」を「平成三十年五月十六日」に改める。

附　則

この省令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行の日から施行する。